

**海外研修(スタディアブロードプログラム/SAP)  
2018年夏実施プログラム Q & A**

**I. 応募・選考**

---

- Q1. どのプログラムに応募しようか迷っています。各プログラムについて詳しく知りたいのですが。**  
以下のとおり SAP 説明会を開催しますので、ぜひ参加してください。入退室自由です。  
日時： 5月10日(木)、5月11日(金) 12:00~13:00  
会場： 川内南キャンパス 文科系総合講義棟  
第1小講義室(概要と事務手続きの説明)、1階コモンスペース(事務手続きとプログラム別のQ&A)  
※第1小講義室での説明は、10日のみ開催します。12:05~と12:35~に、同じ説明を行います。
- Q2. SAP説明会に参加できませんが、応募はできますか？**  
説明会へ参加できない場合も応募可能です。募集要項、シラバス、Q&Aをよく読み、応募書類を準備してください。
- Q3. 英語以外の言語は全く話せませんが、非英語圏のプログラムに参加することはできますか？**  
参加するプログラムの実施国の言語の知識がなくとも参加できます。
- Q4. どのように応募すればよいですか？**  
応募書類や応募方法についての詳細は募集要項を確認してください。
- Q5. 応募書類作成にあたり、スキャンの方法やISTUの利用方法がよくわかりません。どうすればよいですか？**  
マルチメディア教育研究棟1階のICL演習室の利用をおすすめします。スキャナの使用法やファイルの添付方法について、常駐のテクニカルアシスタントに相談しましょう。  
<http://www.cite.tohoku.ac.jp/calender.html>
- Q6. 必要書類の一部を期日までに提出することができません。どうすればよいですか？**  
期日までに全ての応募書類を提出することができない場合は、理由にかかわらず選考の対象外となります。
- Q7. 選考基準を教えてください。**  
選考は、書類選考を基本として、募集要項に記載された選考基準で実施されます。書類選考のみで判断できない応募者に限り、面談を実施する可能性があります。応募書類に不備がある場合は選考対象外となります。選考結果の理由の開示は行いません。
- Q8. 応募用紙2の論述内容について、アドバイスや添削などはしてもらえますか？**  
論述内容は、審査に関わる内容のため、公平性を期するために助言や添削指導等を行いません。
- Q9. 大学院学生、外国人留学生(非正規生を除く)は応募できますか？**  
応募はできますが、募集人員に満たない場合のみ参加が可能です。ただし、航空券や滞在費等の参加費用に加え、プログラム費(授業料等)も全額自己負担となります(外国籍学生のうち、在留資格が「永住」の学部学生のプログラム費は、受講料として参加学生が負担する3万円を除き、大学が負担します)。  
奨学金(月額7~8万円)の詳しい支給基準については、「III. 費用と奨学金について」の「Q2. 奨学金(月額7~8万円)は参加者全員が受給できますか？」を確認してください。
- Q10. 非正規生とは何ですか？**  
非正規生とは、交換留学生のように、東北大学での学位取得を目的とせず、履修や聴講、研究の目的で一定の期間のみ本学へ所属している学生を指します。非正規生は、SAPに応募をすることができません。

**Q11. 過去に SAP に参加しましたが、再度応募することはできますか？**

過去に参加経験があっても、過去の参加プログラムと同じプログラムでなければ応募することができますが、選考の際は初めて SAP へ参加する学部学生が優先されます。

**Q12. 東北大学グローバルリーダー育成(TGL)プログラムに登録していなくても SAP への応募はできますか？**

選考時に TGL 登録学生が優先されます。しかし、SAP 応募時に TGL プログラムに登録していなくても、SAP への応募は可能です。SAP への参加が決定した時点で TGL プログラムに未登録の学部学生は、学年を問わず TGL プログラムに登録することになります。その場合の TGL 登録手続きは、選考結果発表後に留学生課でまとめて行います。TGL プログラムに関する情報は、以下ウェブサイトを参照してください。

<http://www.insc.tohoku.ac.jp/japanese/global/about/>

**Q13. 応募の際に文系・理系の制限はありますか？**

2018 年夏実施のプログラムについては制限はありませんが、プログラム内容により専門的な知識があった方が受講しやすいプログラムもあります。詳細は、「2018 年夏実施海外研修(スタディアブロードプログラム/SAP)一覧」を確認してください。プログラムによっては、事前に調査課題等が出される可能性があります。

**Q14. 興味のあるプログラムが第 5 希望まで無い場合も、必ず第 5 希望まで記入しなければいけませんか？**

第 5 希望まで記入しなくとも応募は可能です。ただし、希望先が少ない場合希望が通らず不合格となってしまう可能性があるため、少なくとも第 3 希望までは必ず記入してください。

**Q15. 海外旅行保険に加入する必要はありますか？**

参加が決定した方は、東北大学が指定する海外旅行保険である「付帯海学」に必ず加入していただきます。加入方法は参加決定後、事前研修で案内します。

## II. 語学スコアについて

---

**Q1. シラバスに書かれている「出発前、または帰国後の TOEFL/IELTS 受験」とは、どういう意味ですか？**

SAP に参加する上での課題として、全ての参加者が、2018 年 10 月末(予定)までに TOEFL (ITP または iBT)または IELTS のスコアシートの写しを提出しなければなりません。提出可能なスコアシートは 2017 年 6 月 1 日以降に受験した試験のスコアシートに限ります。2017 年 6 月 1 日以降にこれらの試験を受験していない人は、出発前または帰国後の受験が必須です。学内で受験できる日程を第 1 回事前研修で詳しく説明しますので、計画的に受験のスケジュールを立ててください。なお、受験に係る費用は自己負担です。

※スコアシートの提出方法は、事前研修で説明します。

## III. 費用と奨学金について

---

**Q1. 参加者が支払う費用とは何ですか？**

参加者は、受講料(3 万円)、往復の航空券、空港からの送迎を含む現地での交通費、食費、滞在費、海外旅行保険、ビザまたは滞在許可取得料(該当プログラムのみ)、TOEFL (ITP または iBT)または IELTS の受験料を自己負担する必要があります。プログラム毎の参加費用の目安は、「2018 年夏実施海外研修(スタディアブロードプログラム/SAP)一覧」を確認してください。

一方、派遣先大学でのプログラム費(授業料等)のうち、参加学生が負担する受講料(3 万円)以外は、東北大学が負担します。但し、大学院学生や外国籍学生(在留資格が「永住」の学生を除く)が参加する場合は、全て自己負担となります。

**Q2. 奨学金(月額 7~8 万円)は参加者全員が受給できますか？**

受給予定の学生は、以下のとおりです。

➤ 学部学生: 全学生が受給可能(予定)

- 大学院学生: 指定の方法により算出される 2017 年度の学業成績が成績評価係数 2.0(3.0 満点) 以上で、履修登録をする学生のみ受給可能(予定)
- 外国籍学生: 在留資格が「永住」の場合は受給可能(予定)

※ 奨学金を受給する参加者は、事前研修、現地研修、事後研修、事後報告会の全てに参加し、課題や報告書、その他必要書類を提出し、TOEFL または IELTS のスコアシートの写しを提出することが義務付けられます。奨学金の支給要件を満たさない場合や、事前・事後研修・報告会を欠席したり、必要書類(TOEFL または IELTS のスコアシートの写しを含む)の提出を怠った場合は、奨学金の支給対象外となる場合や、支給後であっても返還を求められる場合がありますので注意してください。

### Q3. 渡航支援金支給の詳しい条件と提出書類をおしえてください。

- **条件:** 渡航支援金支給対象者は以下の条件をすべて満たす必要があります。
  - 指定の方法により算出される 2017 年度の学業成績が成績評価係数 2.0(3.0 満点) 以上※で、SAP 参加に際し、全学教育科目「海外研修(基礎)」を履修する者  
 ※学部 1 年生等、2017 年度の学業成績が無い者については、SAP 申請時に提出される申請書の採点スコア等により当該条件を満たしているかを判断します。
  - 日本国籍を有すまたは、在留資格が「永住」の者
  - SAP 参加にあたり、他の団体等から渡航費又は渡航費を含む奨学金を受給しないこと。
  - 家計支持者の所得金額(父母共働きの場合は父母の合算額)が以下の金額である者

給与所得のみの世帯	年間収入金額(税込)が300万円以下
給与所得以外の所得を含む世帯	年間所得金額(必要経費等控除後)200万円以下

※「所得税法上、父母等の扶養親族でない者」、「父母等と別居している者」、「申請者本人(配偶者があるときは、配偶者を含む。)に収入があり、その収入について所得申告がなされ、所得証明書が発行される者」のすべてに該当する者は、独立生計者に認定されます。独立生計者の家計基準も世帯の所得金額で判断します。また、下表に記載の提出書類により、渡航支援金支給対象者の条件を満たしているかを判断します。

- **提出書類:** 受給希望者は、6 月 14 日迄に留学生課(メールアドレスは、「VII.その他」Q2.に記載)へ事前連絡の上、所得金額証明書類等を第 1 回事前研修参加時に提出してください。証明書類は、以下を参照してください。

対象	証明書類	確認事項等
①給与所得	源泉徴収票の写し	[給与所得のみの世帯] 源泉徴収票の「支払金額」欄を確認 [給与所得以外の所得を含む世帯] 源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」欄を確認
②給与所得以外の所得を含む世帯	確定申告書(第一表と第二表)(控)の写し	確定申告書(控)の「所得金額」欄を確認 ※1)郵送や持参により確定申告を行っている場合は、確定申告書(第一表と第二表)(控)の写しは、税務署の受付印があるものを提出のこと。 ※2)税務署の受付印がない場合は、確定申告書の写しのほかに、併せて区町村役場発行の「所得証明書」を提出のこと。 ※3)電子申告(e-Tax)により確定申告を行っている場合は、確定申告書の写しのほかに「受信通知」又は「即時通知」のコピーを提出のこと。

③平成 29 年中 の所得がない 場合	市町村役場発行 の所得証明書(コ ピー可)	
④独立生計者 の場合	<b>【対象:全員】</b> 市町村役場発行 の所得証明書(コ ピー可) ※配偶者があると ときには配偶者分も 含む	上記の「世帯の所得金額基準」を満たしており、かつ、申請者本人の合計所得金額が 38 万円を超えているかを確認のこと。配偶者があるときには、申請者本人と配偶者の合計所得金額を確認のこと。
	<b>【対象:全員】</b> 申請者本人及び 父母等の住民票 (世帯全員分)	申請者本人と申請者(及び配偶者)の父母等の住所が異なることを、住民票(世帯全員分)により確認のこと。 ※1)渡航支援金申請時に父母等と別居している必要がある ※2)住民票は、申請前 2 か月以内に発行されたものに限る(コピー可)
	<b>【対象:全員】</b> 独立生計者収入・ 支出確認書(様式 R-2)	様式 R-2 に世帯の収入・支出状況を記入の上、提出のこと。
	<b>【対象:奨学金受 給者】</b> 平成 29 年度(平成 29 年 4 月～平成 30 年 3 月)に申請 者本人が受給した 奨学金総額を証 明する書類の写し	平成 29 年度の奨学金の受給総額が 103 万円を超えることが確認できること。 ※1)「市町村役場発行の所得証明書」において、申請者本人の合計所得金額が 38 万円以下の者で奨学金を受給している者のみ対象 ※2)証明書類は、奨学金支給団体が発行するものに限る。奨学金の名称、奨学金 受給期間、受給金額が記載されている書類の写しを提出のこと。 * 機構の貸与型奨学金(第一種・第二種)の受給者は「奨学金貸与証明書」や「貸与額通知書」を提出 ※3)奨学金は、給付型、貸与型を問わない。
	<b>【対象:預貯金切 崩者】</b> 生活費の出し入れ に使用している預 貯金通帳の「口座 名義人」と「直近3 か月分程度 記帳 部分」	3 か月分支出額の平均から算出される 12 か月分支出額が 103 万円を超えることを確認できること。 ※「市町村役場発行の所得証明書」において、申請者本人の合計所得金額が 38 万円以下の者で預貯金を切り崩して生活している者のみ対象

※家計支持者について、父母がいる場合は父母双方、父母がいずれかの場合はその片方、父母がいない場合は家計を支えている者が該当します。

※複数の収入がある場合は、それぞれ該当する証明書を全て提出してください。

※家計支持者が海外勤務の場合は、給与明細書(平成29年1～12月分)のコピーにより、「総支給額(支払総額)」「税込)を確認してください。日本円以外の通貨の場合は、書類 提出時の外国為替レートで円換算してください。円換算時に使用した外国為替レートについても、引用先の写しを提出してください。

#### Q4. 奨学金や渡航支援金はいつごろ支給されますか？

奨学金は、現地研修開始後、在籍確認が行われた上で現地到着 2～3 週間後を目安に各参加者の銀行口座に振り込まれる予定です。渡航支援金は、初回の奨学金支給時まで(初回の奨学金支給時を含む)に支給します。いずれも現金での支給は行いません。

**Q5. 参加費用の支払い方法や支払い期限は、いつごろ通知されますか？**

支払い方法や期限については、プログラムにより異なりますので、第1回事前研修時またはその後随時お知らせします。

#### **IV. ホームステイ・現地での生活**

---

**Q1. ホームステイをするプログラムでは、どのような家庭に滞在することになりますか？**

ホストファミリーは、各家庭がそれぞれ違った特徴を持ち、人種、家族構成、家庭状況などは千差万別です。ステイ先によっては、日本または日本以外の国からの留学生が滞在している家庭もあり、家庭内で多文化コミュニケーションにふれる機会があるかもしれません。

多くのプログラムでは、派遣先の大学やホームステイエージェントへ提出する申込書(Application Form)にホストファミリーの希望を書く欄がありますが、ホストファミリーとのマッチングやルームメイトの選定は、全面的に派遣先の大学またはエージェントに委ねられます。

**Q2. ホームステイ以外の滞在形態にはどのようなものがありますか？**

滞在形態の詳細は、「2018年夏実施海外研修(スタディアブロードプログラム/SAP)一覧」を確認してください。2人部屋に滞在する場合のルームメイトのマッチングについての要望を受け付けることはできません。

**Q3. 滞在中にトラブルがおきた場合はどうすればよいでしょうか？**

ホームステイ先でのトラブルについては、派遣先大学のホームステイオフィスやホームステイエージェントへ相談し、ホストファミリー変更などの手配をしてもらうことができます。また、滞在中に起こりうるトラブルに関しては、学内での事前研修で危機管理オリエンテーションを行います。24時間連絡可能な緊急連絡先も提供されます。

**Q4. 病気や怪我をした時の医療費が心配です。**

SAP参加者は、全員大学が指定する海外旅行保険である「付帯海学」への加入が義務付けられます。加入保険会社と提携する医療機関で治療を受ける場合は、キャッシュレス(医療機関から保険会社に直接請求するため、患者はその場で支払う必要がない)で受診することができます。また、提携する医療機関が近隣にない場合は、まずは自己負担し、後日請求することができます。詳しくは、事前研修の際に説明します。

**Q5. 初めて海外へ行くので現地のことや持ち物などわからないことばかりです。**

参加が決まったら、各自インターネットや旅行ガイドブック等で現地情報や持ち物等について調べましょう。また、事前研修の一環として事前調査活動も行うこととなります。自分で調べて情報を得るということは、SAPに限らず海外へ行く上で必須です。海外研修に「連れて行ってもらう」のではなく、「自分で行く」という意識を持ってください。

危機管理情報や参加プログラムに関する情報は、プログラム担当教職員等より随時提供されますので、よく読み、理解するようにしてください。

#### **V. プログラムの途中変更やキャンセル**

---

**Q1. 参加プログラムの変更はできますか？**

応募期間中は、ISTU上に提出した応募書類の差し替えが可能ですので、参加プログラムを変更したい方は提出済みの「応募用紙1」を一旦削除して内容を修正後、再度ISTUに提出してください。応募期間終了後は希望プログラムの変更はできません。

**Q2. 応募後のキャンセルはできますか？**

合格発表後の辞退は原則として認められません。各プログラムの日程をよく確認し、移動にかかる前後の期

間も含めて確実に参加できるプログラムにのみ応募するようにしてください。

合格発表後、病気や事故などのやむを得ない事情で参加を辞退する場合であっても、旅行代金のキャンセル料等(学生負担)が発生する場合があります。

**Q3. 途中参加、途中帰国、現地研修終了後の個人旅行(日本帰国前)はできますか？**

できません。日本出発から日本帰国までは団体渡航です。

**Q4. プログラムが中止となることはありますか。**

テロや天災等、不測の事態が発生した場合には、大学の判断でプログラムの実施を中止・中断することがあります。その際にキャンセル料金等(航空券や宿泊費用など)が発生する場合には、参加学生の自己負担となります。

## VI. 履修登録、事前・事後研修

---

**Q1. 必ず履修登録をしなければなりませんか？登録はどのように行いますか？**

過去に単位取得済みの参加者を除き、成績評価を伴う全学教育科目「海外研修(基礎)」(2単位)の履修を原則とします。履修登録は留学生課が行いますので、個人で登録手続きをする必要はありません。履修可能単位数の制限などの理由により履修ができない参加者は、期日までにプログラム担当者に申し出ること、履修登録は免除されます(履修制限や単位上限に関しては、自身の所属部局に確認をしてください)。履修登録ができない場合でも SAP の参加は可能です。

**Q2. どうしても事前研修や事後研修に参加できない場合はどうすればよいですか？**

本プログラム参加の条件として、すべての事前研修、事後研修への積極的な参加が義務づけられています。やむを得ない理由(大学の授業や試験等)により欠席や遅刻する場合、事前に欠席・遅刻理由届を提出してください。その理由が正当であると認められれば、減点対象とはなりません。正当な理由として認められない欠席があった場合は、減点となるとともに、奨学金の支給対象から除外される場合や、支給後であっても返還を求められる場合がありますので注意してください。

## VII. その他

---

**Q1. 現在、治療中の症状や健康上の問題がありますが、応募できますか？**

応募する前に、主治医にプログラム内容を説明して、参加することについての許可を得てください。

海外滞在中は、環境の変化により、体調に影響が出る可能性がありますので、この点も主治医にしっかり相談してください。

**Q2. この Q&A に記載されている以外の質問がある場合はどうすればよいですか？**

[sap@grp.tohoku.ac.jp](mailto:sap@grp.tohoku.ac.jp) へ E メールで問い合わせることができます。問い合わせの際は、必ずパソコンのメールアドレスから送信し、①件名 ②名前 ③学部・学年を明記してください。名前が確認できない問い合わせメールには返信しませんので注意してください。